

知らずにやっていますか？

カスタマーハラスメント



時間の拘束

業務妨害罪・強要罪など



大声・暴言・威嚇

業務妨害罪・脅迫罪など



過剰・不当な要求

強要罪など



写真・動画・SNS投稿

侮辱罪・名誉棄損罪など

Stop カスハラ

お客様も、働く人も
お互いに尊重される社会へ

厚生労働省は、カスタマーハラスメント被害の防止対策を強化しています。
悪質なカスタマーハラスメント行為は、強要罪や業務妨害罪、侮辱罪など問われる
可能性があります。被害が認められた場合には速やかに警察へ通報いたします。

